

陸上自衛隊仕様書		
物品番号	仕様書番号	
水戸地方合同庁舎 清掃業務	茨城地本-Z25A005	
	作成	令和7年1月30日
	変更	
	作成部隊等名	自衛隊茨城地方協力本部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、水戸地方合同庁舎（以下「官側」という。）の敷地内の清掃業務について規定する。

2 清掃に関する要求

2.1 概要

a) 一般事項

- 1) 清掃については、日常清掃と定期清掃の2種類を実施する。
- 2) 契約相手方は清掃の実施に遺漏のない相当数の人員を派遣させ、清掃人員が複数の場合はその中から作業責任者を選任したうえであらかじめ作業員名簿を官側へ提出することとし、人員の変更が生じた場合も同様に提出すること。また官側が作業員を不適格と認めた場合には、契約相手方に対し作業員の交代を求めることができるものとする。
- 3) 清掃に要する機械機器及び資材並びに消耗品についてはすべて契約相手方の負担とする。ただし衛生消耗品（トイレトーパー、手洗い洗剤、ビニールゴミ袋等）及び清掃に必要な光熱水の使用については官側の負担とする。
- 4) 作業責任者は作業終了後、官側の担当職員に対して報告を行うとともに、清掃作業完了の報告書を提出すること。報告書の様式については契約相手方の随意の様式とする。

2.2 仕様

a) 清掃に関する仕様

- 1) 本業務は、本仕様書及び国土交通省大臣官房官庁営繕部の「建築保全業務共通仕様書（令和5年版）」による。
- 2) 清掃内容の仔細については別紙に示すとおり。

b) 危機管理

- 1) 業務の実施に当たっては、関連法令を遵守し人的事故を起こさないように細心の注意を払うこととし、万一事故が生じた場合には契約相手方の責任において処理すること。また、設備又はその他の物品等に損傷を及ぼさないよう注意し、万一損傷を与えた場合には契約相手方の負担で修繕を行うものとする。
- 2) 前項の事象が生じた場合、契約相手方の作業責任者は速やかに官側に報告することとし、官側はこれに対し必要な指示を行うことができる。

3 仕様書等に関する疑義

この仕様書について明示がない事項又は疑義を生じた場合については、契約相手側は官側へ連絡し、協議により定めるものとする。